

公益財団法人日本体操協会 評議員選定委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）定款第15条の規定に基づき、本会の評議員の選任方法に基づいて設置された評議員選定委員会（以下、「委員会」という）の運営に関することを定める。

(任務)

第2条 委員会は本会の評議員の選任について審議し、決定する。

2 評議員は次に該当する者の中から選任する。

(1) 委員会が認める者

(2) 理事会及び評議員会からそれぞれ評議員候補者として推薦された者

(委員会委員)

第3条 委員会委員（以下、「委員」という。）は現行の評議員、監事、事務局職員各1名と外部有識者2名の計5名で構成する。

2 委員は理事会で選任し、会長が委嘱する。

3 委員の互選により委員長1名を置く。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

3 この細則に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は委員会において定める。

(評議員名簿等)

第5条 委員会はすべての評議員を選任後、速やかにその名簿を作成、委員会の記録を添付し理事会及び現行の評議員会に報告する。

(本細則の変更)

第6条 本細則は理事会の決議により変更することができる。

附 則 本細則は、平成29年5月8日より施行する。

平成29年5月8日 制定・施行